

横浜市回答

2018年度に向けた政策・制度要求と提言

【経済・産業政策】

1. 市内の国家戦略特区を活用した、競争力が高く成長が見込まれる産業の集積と企業誘致施策の推進を図り、地域の中小企業との連携を進めることにより、地域活性化と雇用の創出につながる政策を推進すること。

また、市内企業の海外展開に対する支援とあわせ、技術支援や生産基盤強化のため、産学公の共同研究を積極的に進められる環境整備を図ること。

<経済局>

国家戦略特区の制度活用を事業者等へPRするとともに、引き続き、市内企業の事業拡大や市民雇用の増大に向けて、企業立地促進条例等を活用した企業誘致を推進します。

また、「横浜ものづくりコーディネート」事業において市内中小企業と大学、研究機関等との技術連携や技術移転等を支援しています。さらに、企業と大学の共同研究を推進する施設として、産学共同研究センター及び東工大横浜ベンチャープラザを整備し、入居企業の研究開発促進に向け、技術や経営、知的財産に係る専門家による支援を行っています。

2. 観光客が快適に過ごすことのできる魅力ある観光地をつくるため、観光客ニーズを把握し、地域の企業や住民の意見を十分に取り入れ、地域の活性化につながる各施策の推進を図ること。

また、国際的なスポーツイベントの開催を機会として、ICT・AI・ロボット技術やビッグデータなどを積極的に利用した情報発信を推進するなど、国内外からの人々を迎える施策の強化を図ること。

<文化観光局、市民局>

観光客の状況につきましては、「横浜市観光動態・消費動向調査」や「横浜市に関する意識・生活行動実態調査」等で把握し、観光客のニーズ分析を行っています。分析結果をもとに、(公財)観光コンベンション・ビューロ

一を通じて、市内の関連団体や事業者と連携して、事業を展開することで、地域の活性化につなげていきます。

I C Tやビッグデータ等の動向に注視しつつ、スポーツ部門と観光部門の連携強化を図り、国内外から訪れた人々のニーズに応えたおもてなしができるよう取り組んでまいります。

【雇用・労働政策】

3. 若者の良質な就労機会の実現に向け、若者雇用促進法の確実な実施、正規雇用化の促進など若者雇用対策を推進する必要があることから、引き続き学校と地域若者サポートステーションなど関係行政機関と連携し、若者の就職支援を強化すること。

また、就職活動を行う若者が必要とする企業の労働条件等の情報開示を徹底すること。

＜こども青少年局、経済局＞

横浜市では、国が設置する若者サポートステーションに対し事業補助を行い、相談支援の充実及び就労に向けたセミナーや協力事業所等における就労体験等を実施しているほか、生活困窮者自立相談支援事業を委託し、困難を抱える若者に対する支援の充実・強化を図っています。

支援が必要な生徒がいる市内の高校等に対して若者サポートステーションの相談員が出張し個別面談をするなど、関係機関と連携した支援を行っています。

市民向けの総合案内窓口「横浜市就職サポートセンター」では、若年者を対象に、集合研修や市内中小企業等へのインターンシップ等を通じて正規雇用を目標とした就職を支援しています。

また、ハローワーク等と連携して実施する合同就職面接会・説明会を通じて、正規雇用を中心とした就労支援に取り組んでいきます。

4. 労働者が妊娠・出産・育児・介護などをしながら働き続けられる環境をつくるため、ハラスメント防止や職場環境による離職防止を図るとともに、やむを得ず退職された方への再就職を支援する施策を推進すること。

また、仕事と子育ての両立を希望する人を対象とした支援設備について機能の増強を進めること。

＜政策局、経済局、こども青少年局＞

横浜市男女共同参画センターでは、ハラスメント防止を図るために、企業等へ講師派遣や出前講座を行っているほか、「心とからだ生き方の電話相談」や「性別による差別等の相談」において、職場等でのハラスメントに関する相談を受け付けています。

また、「女性としごと 応援デスク」事業でキャリア・カウンセリング、

再就職支援ミニセミナーを実施して就業に関する相談支援を行い、「女性のためのパソコン講座」で就労に必要なスキル習得を支援しています。

市民向けの総合案内窓口「横浜市就職サポートセンター」では、個別相談や就職支援セミナー、若年者・キャリアブランクのある女性を対象としたインターンシップを実施し、就職相談から就職後の定着支援までをサポートしています。特に、女性の再就職支援については、子育て経験のある女性相談員による個別相談や、インターンシップを受け入れる市内中小企業の開拓に引き続き取り組みます。また、横浜ワークスタイルイノベーション推進事業では、企業や市民における多様で柔軟な働き方の実現に向け、その取組や在宅勤務等に関する普及・啓発セミナーを実施します。

平成19年7月に、経済団体、NPO、関係機関などからなる「横浜市ワーク・ライフ・バランス推進実行委員会」が発足し、ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発について協議を行うなど、取組を行っています。

市内事業所への働きかけとして、実行委員会と連携し、啓発冊子の発行や、神奈川労働局、神奈川県、川崎市、相模原市と連携し、企業向けセミナーを開催してまいります。

併せて、市民への働きかけとして、父親の育児・家事への関わりを促進する取組などを進め、引き続き、女性が活躍できる社会の実現に向けて、市民や市内事業所への働きかけを行ってまいります。

5. 障がい者の雇用拡大を図る施策をすすめるにあたり、自立と社会参加に向けて就労前に必要とされる、各支援学校や福祉施設の機能強化への行政支援を図ること。

また、障がい者が就労後も意欲と希望を持ち、安心して働き続けることのできる定着支援として、ジョブコーチの配置が重要となることから、障がい者を雇用している企業と十分連携し、ジョブコーチの養成と配置に向けた取り組みを強化すること。

<健康福祉局>

障害のある方の就労支援につきましては、各支援学校や障害福祉施設等を対象に、連絡会や研修会を開催しており、引き続き支援に取り組めます。

また、定着支援につきましては、障害者就労支援センターを中心に行っておりますが、今後も国や県とともに、企業への啓発に取り組んでいきます。

【福祉・社会保障政策】

6. だれもが住み慣れた地域で暮らすためには、医療・介護・予防・住まい・生活支援・福祉等が一体的に提供される地域包括ケアシステムを確立することが重要であり、有効な地域密着型支援を強化すること。

また地域において、高齢者・障がい者・子ども・子育て中の親を見守ることのできる、ボランティアや町内会・自治会など、地域ネットワーク活動の充実を図ること。

<健康福祉局、医療局>

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、介護・医療・介護予防・生活支援等が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を目指しています。

また、誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくりを目指し、住民、事業者、公的機関(行政・社会福祉協議会・地域ケアプラザ等)が福祉保健などの地域の課題解決に協働して取り組み、身近な地域の支えあいの仕組みづくりを進めることを目的として、横浜市地域福祉保健計画を策定・推進しています。

7. だれもが安心して子どもを産み、育てられる環境や、子ども・子育てを地域と連携し、社会全体で支える仕組みを構築するため、次の取り組みを行うこと。

- (1) 引き続き待機児童解消に向けて施策を推進するとともに、幼稚園教諭・保育士等へ抜本的な処遇改善と長く働き続けられる職場環境をめざし、研修やキャリアアップの仕組みをつくること。

<こども青少年局>

年々増大する保育ニーズに対応するため、保育ニーズの高い地域を重点に、既存資源を最大限活用するとともに、必要な保育所等を整備しております。また、保育の質の維持・向上にも取り組み、ハード・ソフトの両面から、待機児童解消に向けた取組を進めております。

平成29年度より公定価格において、保育士等を対象とした2%の処遇改善に加え、経験年数や研修の受講状況に応じた追加的な処遇改善を実施しております。保育士がより一層自信と誇りを持って長く働くことができるよう、職員配置加算等の独自助成を引き続き行い、保育士の処遇改善に努めて

まいります。また、引き続き職場内・外の研修の充実を図り、専門性の向上を支援します。

(2) 地域で子ども・子育てを支えるために、NPOなど地域の様々な組織と連携し、子育て支援ネットワークの構築を進めること。

<こども青少年局>

ネットワーク機能を持つ地域子育て支援拠点を18区に設置し、子育て支援に関わっている方や関係機関のつながりを築くことで子育て支援の充実を図っています。

(3) 児童虐待の予防と対策を進め、子どもの人権を守るため、児童相談所への専門職を含めた職員配置の強化と一時保護所などの関係施設の環境改善を推進すること。また児童虐待防止法の市民への周知のため、広報、啓発の強化を図ること。

<こども青少年局>

今般の児童福祉法等の一部改正により、児童相談所の児童福祉司等の配置基準が示され、本市においても29年度に児童福祉司を12名増員しました。必要な体制については今後も検討してまいります。一時保護所など関係施設の環境改善についても、今後検討してまいります。また、市民に対する広報・啓発について、周知が図られるよう、引き続き取り組んでまいります。

8. 子どもの貧困を解消するため、比較的低所得者が多いとされている、ひとり親家庭について、課題の把握と整理を進め、適切な支援と相談体制が図られる取り組みを強化すること。

また現在、実施されている「子ども食堂」の実態把握を進め、開設・運営に関する公的支援のあり方を検討すること。

<こども青少年局>

横浜市では、ひとり親家庭等の自立を支援し、その世帯の生活の安定と向上を図るため、「ひとり親家庭自立支援計画」を策定し、取り組みを進めているところです。

現在平成30年度からの次期5か年計画の策定作業を進めており、アンケートやヒアリング調査により課題把握につとめ、適切な支援と相談体制が図られるよう次期計画を策定し、着実に取り組みを進めてまいります。

「子ども食堂」を始め、地域における子どもの居場所づくり等を支援するモデル事業を踏まえて検証を行い、困難を抱える子ども・若者・家庭を支援につなぐ仕組みづくりについて検討していきます。

9. 介護職場の労働条件や職場環境を改善し、介護労働者が魅力とやりがい、誇りをもって働くことができるように、介護職の生活の安定と人材確保をはかるため事業者が処遇改善加算を算定していることについて、介護労働者へ周知するとともに、確実に労働者の処遇改善が図られるよう取り組みを進めること。

また介護労働者のモチベーションを高める教育やキャリアアップの仕組み、働きがいのある職場づくりを推進し、介護職のイメージを向上させる取り組みを推進すること。

<健康福祉局>

介護事業者に対しては、平成 29 年度介護職員処遇改善加算の改正をふまえ、制度の適切な理解や運用を促進するため、集団指導講習会、実地指導等の機会を活用して引き続き制度の周知徹底を図ります。

また、介護職のイメージ向上については、パンフレットの配布などで中高生に向けた啓発に引き続き取り組みます。

10. 安全で質の高い看護の提供を確保するため、看護職員の長時間労働の解消と、離職防止に向けた医療機関における労働環境の改善やワーク・ライフ・バランスの確保がはかれるよう、夜勤交代制勤務の回数制限など労働時間管理を厳格に行うための体制確保を医療機関に指導すること。

<経済局、健康福祉局>

横浜市は労働問題への指導権限を有しないため、企業指導等は、監督・指導の権限がある労働基準監督署が行うべきものと考えますが、基礎自治体として働く人の基礎知識を掲載した冊子「ワーキングガイド」を活用し、引き続き労働法制の周知・啓発を図ってまいります。

医療法に基づく人員配置標準に従って看護職員が確保されるよう引き続き立入検査を実施し、看護職員が不足する医療機関に対しては改善のための指導を行ってまいります。

11. 地域における高齢者の見守りネットワークの構築や認知症への理解を深める取り組みと、要介護者や介護をする家族等への支援を強化し、認知症の人や高齢者にやさしい地域づくりを推進すること。

また、これまでに確認された未届け有料老人ホームに対しては、各地域のボランティア団体をはじめとする地域組織と連携・交流が図られるよ

う、施設利用者の実態把握に努めるとともに、人権が尊重される環境改善に向け指導すること。

<健康福祉局>

認知症の人や家族が安心して過ごすことができるために、地域の理解と支える体制づくりが重要と認識しています。認知症に関する普及啓発については、認知症サポーター養成講座や講演会、研修会、広報等に取り組んでいます。また、介護者のつどいや介護セミナー等の開催等、介護者支援に取り組んでいきます。今後も、地域住民、学校、企業等多くの方へ講座等を行い、見守り体制づくりにつなげていきます。

未届け有料老人ホームについては、消防局及び建築局等と連携し、実態把握に努めています。その中で、まずは老人福祉法に基づく届出の勧奨をするとともに、地域との連携・交流も含め「横浜市有料老人ホーム設置運営指導指針」に適合した運営が図れるよう指導しています。

【社会インフラ政策】

12. 市は、公共交通の持続可能性・利便性の向上を含め、総合的な交通施策を推進するにあたり、財政支援や交通事業者との連携が図れる支援を行い、将来にわたり持続可能な交通環境の整備を推進すること。

<都市整備局>

本市では、「横浜都市交通計画」により、交通事業者、市民・企業、行政などの多様な主体が目標を共有し、持続可能な交通の実現に向けて連携した取組を推進しています。

当計画は平成30年秋に改定予定ですが、将来にわたり持続可能な移動手段を市民の皆様に提供することは重要な課題ですので、引き続き取組を進めていきます。

13. 橋梁等の交通施設や上下水道施設等の既存社会インフラについて、将来を見据えた長寿命化対策や老朽化対策が図られるように維持管理を進めること。

また作業員の安全対策と維持管理の効率化の視点からも、社会インフラ維持管理用ロボットの導入、IT技術や情報の活用などにより、設備の破損や事故の未然防止を図ること。

<財政局>

本市が保有している公共施設は、都市インフラと公共建築物をあわせて膨大な量に及び、今後ますます進行する老朽化への対応が課題となっています。平成27年3月に策定・公表した「横浜市公共施設管理基本方針」に基づいて、将来にわたる安全で強靱な都市の実現や、必要な機能・行政サービスを持続的に提供していくため、施設の安全確保や長寿命化、効率的な更新、建築物の多目的利用や複合化といった再編整備等に継続的に取り組まします。

また、施設の点検・調査や工事の設計・施工など、公共事業に関するさまざまな場面でICTやIoTの導入が全国的に進められており、本市においても導入に向けて検討を進め、事業の省力化・安全化を図っていきたいと考えます。

14. 災害発生時に各種の情報が迅速かつ確実・正確に伝達されるよう、Lアラ

ラートを利用した情報発信の拡充を進めること。あわせてソーシャルメディアなども含めた多様な情報通信手段の利用を周知・徹底するとともに、災害弱者に対しても確実に情報が伝わるよう施策を講じること。

<総務局>

災害発生時、Lアラートをはじめ、市・区ホームページ、防災情報Eメール、Yahoo!防災速報、ツイッター、FAX、広報車など、さまざまな情報伝達手段を用いて、ひとりでも多くの方々に避難情報等をお伝えします。また、各種防災イベントや地域の防災訓練等の機会をとらえて、これらの情報伝達手段の利用について周知を行います。

15. 交通事故を未然に防ぎつつ機能性を向上させるために道路整備や信号制御の高度化を行い、安全で人間優先のみちづくりを推進すること。

また、多様な利用者が安全に安心して共存できる道路環境を形成するため、地域住民の理解と連携のもと、コミュニティゾーン形成事業、自転車通行環境整備モデル地区などの各種施策を推進すること。

<道路局>

交通事故の対策として、生活道路への自動車流入を防ぐよう、幹線道路の整備を進めるとともに、歩道設置やあんしんカラーベルト整備など生活道路の安全対策を更に進めてまいります。

さらに、ビッグデータを活用し、危険な箇所を特定する手法も取り入れ、交通安全対策を実施する取組を進めます。

多様な利用者の方が安全に安心して共存できる道路環境の形成については、無電柱化事業を進めるほか、誰もが歩きやすい道路とするために、段差解消や歩道の勾配の緩和といったバリアフリー整備を全18区で取り組んでおります。

自転車通行環境整備については、戸塚駅、鶴見駅周辺をモデル地区として、更に検討を進めていきます。

【環境・エネルギー政策】

16. 市民の環境意識を高め、一人ひとりがライフスタイルの中で省エネが推進されるよう、職場や家庭、地域において低炭素社会の実現に向けて適切な理解活動と積極的な対策を推進すること。

また、中小企業の事務所や個人住宅など建造物においては、高気密化やゼロエミッションハウスの導入、または省エネ・新エネ機器、省エネリフォーム等への継続的な財政支援を図ること。

＜温暖化対策統括本部、建築局＞

「ヨコハマ・エコ・スクール」や「横浜市地球温暖化対策推進協議会」などを通じ、市民向けの講座やイベント等で温暖化対策を呼びかけるほか、COOL CHOICE の推進、多様な企業・団体との連携など、効果的な普及啓発に取り組んでいきます。

低炭素社会の実現に向けて、既存住宅の省エネ性能を向上させる「横浜市住まいのエコリノベーション推進事業補助制度」及び新築住宅向けの「横浜市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス普及促進補助事業制度」を引き続き実施します。

17. 生産者の顔が見える安全・安心で新鮮な産物を買うことができ、輸送距離が短いことから環境負荷の低減にも貢献する、食料品の地産地消を推奨すること。

またライフスタイルの多様化に合わせ、市民に対し、食について正しい理解を深める啓発活動と、食育推進計画や食品ロス・廃棄の削減を推進すること。

＜環境創造局、資源循環局＞

平成27年4月に施行した「横浜市の都市農業における地産地消の推進等に関する条例」や都市農業推進プランに基づき地産地消の取組を推進しています。

引き続き、市民生活に身近な場所で様々な農畜産物が生産されている都市農業の特性を踏まえ、直売所等の整備支援や地産地消に関わる情報発信など市民が地産地消を身近に感じるための取組を推進してまいります。あわせて、地産地消を広げる人材の育成や市民・企業等と連携した地産地消の取組についても推進してまいります。

食品ロスを環境、食育、保健、福祉、地産地消など様々な視点から考え、「食」を大切に作る行動につなげるよう、引き続き取り組んでいきます。

18. 清潔で安全な街づくりをめざし、特に危険な歩き煙草による火傷や衣類等の焼け焦げを未然に防止するため、喫煙場所の明確化を進めるなど、路上喫煙対策を推進すること。

また、すでに制定されている条例の主旨について、市民をはじめ、企業や団体へ周知啓発活動の充実を図ること。

<資源循環局>

本市では、条例により喫煙禁止地区を指定し、区域内に喫煙所を設置しています。平成27年度から、屋外分煙を進めるため、喫煙所の再整備を進めておりますので、引き続き未整備箇所について再整備を進めてまいります。また、現在市内主要駅で実施している歩きたばこ防止パトロールを効果的に実施するなど、屋外での分煙環境の整備に取り組んでまいります。

今後も条例に定めている「吸い殻等のポイ捨てや歩きたばこの禁止」について多くの方にご理解いただけるよう、より効果的な啓発キャンペーンの実施に向け、区局連携で喫煙マナー向上に取り組んでまいります。

19. 森林保全をはじめとして、生活排水対策や地下水保全など、市内外で実施している各施策について、引き続き、水源環境に関する課題の理解促進に繋がるよう、広く市民へ、各種の広報メディアやイベントによる広報活動を推進すること。

また各地域においては計画的な水道管の老朽化対策や耐震化の推進など、持続可能な水道事業運営が図られるよう支援すること。

<水道局>

横浜市の独自水源である「道志川」が流れる山梨県道志村には、その清流を育てている広大な森林（水源林）があります。このうち本市水道局で保有している2,873ヘクタールの「公有林」は、管理計画に基づいた適切な維持管理を行い、「民有林」は、市民ボランティアとの協働で間伐等の整備活動を行い、水源かん養機能の向上を図っています。

また、道志川の水質を守るために、村が合併処理浄化槽の整備を行う生活排水処理事業への助成等の支援も行っているところです。

引き続き、水道事業への理解を深めていただくための各種イベント、施設見学や媒体を活用した広報活動に努めていきます。

さらに、水道を利用する都市部の皆さまが、楽しみながら水源地及び水源環境の大切さを知っていただくこと等を目的に、共同水源を持つ神奈川県内の水道事業体と連携した「水源通行手形事業」も実施しています。

計画的な水道管の老朽化対策や耐震化の推進については、高度経済成長期の昭和 40 年代に布設した配水管約 2,400 km が更新時期を迎えていることから、漏水発生率、漏水事故発生時の被害の影響の大きさ、管の材質や老朽度、地震時の被害予測などを総合的に勘案し、優先順位を付けた上で効果的に進める計画としています。また、更新の際は、管の材質が強靱で接合部に伸縮性と抜け出し防止機能を備えた管に取り替えることで耐震化を進めています。

【教育・人権・平和政策】

20. 「放課後児童クラブ」の運営にあたっては、入学前の保育所開所時間を目途に利用者ニーズに合わせた開所時間の延長と希望者全員が利用できる施設数を確保すること。あわせて指導員の増員や労働条件改善等を行い、環境改善を進めること。

＜こども青少年局＞

「放課後の19時までの居場所づくり」を推進するため、平成28年度から放課後児童クラブの基本開所時間を18時から19時までに延長しました。

なお、本市では、放課後児童クラブに対し、各クラブの実情に応じた自主的で柔軟な運営ができるよう、運営費の補助を行っています。活動場所の確保、支援員の雇用及び労働環境の改善は運営主体が行うものと考えています。

21. 家庭における経済状況の格差が教育機会の格差とならないよう、援助が必要なすべての家庭に就学援助制度を適用すること。

また、すべての子どもが学ぶための教育機会の保障と環境整備につとめることとあわせて、とりわけ地方自治体で実施する給付型の奨学金導入や拡大と、財源確保に関する国への要請を含め取り組みを進めること。

＜教育委員会事務局＞

就学援助制度は、経済的に困難な家庭に対して、国の補助基準に準じて行っております。また、各学校を通じて全児童生徒の保護者に「就学援助制度のお知らせ」を配布するとともに、広報よこはま、ホームページでも広く周知を図っております。

小・中学校の給付型奨学金を導入する予定はありませんが、引き続き就学援助制度の充実を図ってまいります。

横浜市では、高校生に対し、給付型の「横浜市高等学校奨学金制度」を実施しています。制度の拡大については、国や県の実施状況を踏まえながら検討していきます。

22. 子ども達の豊かな教育を実現するために、教職員定数の拡充や、教員育成システムの改善などを通じて教育の質の向上を図ること。あわせて教職員の業務改善を進め、学校業務支援員や校務支援システムなどの積極導入

で教職員の業務負担軽減、長時間労働の是正、非正規教職員の処遇改善など、労働環境の改善を図ること。

<教育委員会事務局>

教育の質の向上における教職員定数の拡充は、人件費の財源確保などの課題があるため、国・県・政令市等の動向を注視しながら、対応を検討してまいります。また、研修の質の向上や効率化に向け、eラーニングの導入等について検討していきます。

労働環境の改善については、学校の業務改善支援や専門スタッフの配置など、引き続き、教職員の負担軽減のための効果的な取組を検討・実施しながら、長時間労働の是正や労働環境の改善等を図ってまいります。

23. 人権施策に関して、次の視点から各施策の取り組みを推進すること。

- (1) 人権意識の更なる向上を図るため、市民や企業に対し、人権が尊重される社会をめざした人権指針や人権基本計画等の作成や見直しに向けた取り組みと「人権基本条例」制定にむけた取り組みを図ること。

<市民局>

横浜市における人権施策の基本姿勢や方向性を示した「横浜市人権施策基本指針」を、平成29年1月に改訂しました。引き続き、「横浜市人権施策基本指針」に基づき、さまざまな人権課題に対する取組を推進してまいります。

また、横浜市では、横浜市基本構想（長期ビジョン）において、「平和や人権の尊重を基調とした魅力あふれる都市」や「年齢や性別、障害の有無や国籍にとらわれることなく、多様な個性を尊重すること」を横浜の都市像として掲げ、人権の尊重を市政運営の基本として位置づけています。

- (2) ヘイトスピーチなど人権を侵害する差別的言動の防止・解消に向け、差別を許さない社会づくりをめざした施策を推進すること。

<市民局>

様々な機会を捉えて、啓発に一層力を入れて取り組むとともに、国籍や民族の違いにかかわらず、一人ひとりの市民が互いに人権を尊重しあい、ともに生きる社会の実現を目指し、引き続き、国・県や関係団体と連携を深め、必要な対応を行ってまいります。

- (3) 横浜で暮らし働き学ぶ外国籍市民とその家族が生活しやすい多文化共生社会を実現するための取り組みを推進すること。

<国際局>

本市では、平成 27 年度に策定した「横浜市国際戦略」の実現に向けて、区局の関係部署と連携の上、市内の日本人と外国人が互いの文化を尊重し、暮らしやすく活動しやすいまちづくりを進めています。

24. 日米地位協定の抜本的見直し、厚木基地騒音対策や夜間離着陸訓練の禁止について、引き続き、国に要請するとともに地方自治体や住民の意志を尊重して対応すること。

<政策局>

夜間離着陸訓練をはじめとした米軍機の騒音問題等米軍施設に起因する諸課題については、引き続き神奈川県及び県内基地関係市と連携しながら、国に対して粘り強く適切な対応を求めています。

なお、厚木基地の騒音問題の抜本的解決に向けて、2018 年 5 月頃までに空母艦載機の移駐が段階的に行われる予定です。

【行財政政策】

25. 公契約の元で働く労働者の保護、公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、地域における適正な賃金水準の確保により、住民の福祉の増進に寄与することを目的とする公契約条例を制定すること。

また他の自治体における取り組み状況の評価を含め、労働者側団体を含めた関係団体による「検討協議会」等を設置し、条例制定に向け取り組むこと。

<財政局、政策局>

公共サービスの質とそこで働く労働者の皆様の適正な労働条件の確保は重要だと考えています。

そこで、国で定める最低賃金等に一定以上の変動がみられた場合に、複数年にわたる委託契約及び指定管理者制度において、2年目以降の契約金額を変更する新たな仕組みを導入します。

委託では、工事契約の「全体スライド条項」を準用して、人件費の割合が高い労働集約型の契約に導入し、契約金額を変更できるよう見直します。

指定管理では、賃金水準の変動に応じて指定管理者の人件費を算出し、指定管理料を変更できるよう見直します。

これらの見直しは、30年度に新たに契約を締結するもの、指定期間を開始するものから実施します。

また、工事でも、低価格競争対策や社会保険未加入対策、最新の労務単価等を反映した契約変更に積極的に取り組むほか、29年度は、国が掲げる働き方改革の趣旨に基づき、週休2日制確保に向けたモデル工事を実施しています。今後、その検証を踏まえたうえで、より適切な工期設定や発注・施工時期の平準化について、さらなる拡大を検討するなど、引き続き契約の適正化に努めていきます。

労働条件の確保については、公契約条例の制定を含め、各自治体で様々な取り組みが行われていますので、国の動向を注視しながら、引き続き、庁内関係部署による勉強会を実施し、他の自治体の取組状況等の研究を行っていきます。

26. 自治体が雇用する臨時・非常勤等職員については、労働契約法、パート労働法等の趣旨を踏まえ、「同一労働、同一賃金」の実現に向け、正規・非正規職員の格差の是正と雇用の安定をはかること。

また、「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」の2020年4月1日の施行に向けて、給料・手当の支給、雇用の形態等制度移行に際して賃金・労働条件の切り下げが行われないように対応をはかること。

<総務局>

横浜市が雇用する職員の労働条件につきましては、これまでどおり国等の動向なども見ながら、職員団体等と十分話し合っておりまいます。なお、処遇改善等の課題につきましては、今後とも、他都市の状況や国の動向を踏まえ、検討していくものと考えております。

27. 本格的な事業展開の段階に入る地方版総合戦略の推進にあたっては、実効性を担保する観点からも産官学金労言の枠組みを維持すること。

また、総合戦略に示した施策の進捗状況については、PDCAサイクルによる成果や課題の検証・分析を行い、必要な見直しや補強を行うこと。

<政策局>

横浜市では、「横浜市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の効果的な推進を図るため、産官学金労言の各分野の有識者のご意見を伺いながら策定・検証を行っており、今後もこのような枠組みを維持していく考えです。

総合戦略に示した施策の進捗状況については、PDCAサイクルにより、社会経済情勢の変化に柔軟に対応し、課題の検証、見直しを行っております。

28. 社会問題化している各種特殊詐欺や悪徳商法などからの消費者被害の防止・救済に向けた環境整備・施策を推進すること。なお訪問販売による消費者被害を未然に防止するために、地方自治体で制定できる消費生活条例による規制強化を検討すること。

<経済局>

消費者被害の防止・救済に向けた環境整備については、引き続き、横浜市消費生活総合センターと連携を図り進めてまいります。また、施策の推進に向け、消費生活推進員や自治会・町内会、福祉関係者、市内事業者など多様な団体との連携・協力を引き続き、図ってまいります。

条例による訪問販売の規制強化については、今後、改正が予定されている神奈川県消費生活条例の改正を注視してまいります。

29. 市民生活の利便性向上と生活の質の向上を図るため、行政サービスのICT化の推進と周知を図ること。特にマイナンバーの運用にあたっては身

分証明としての利用拡大、行政サービスの更なる向上や民間サービスとの連携、ポータルサイトの活用など、利便性の更なる向上と併せ、個人情報の厳格な保護を徹底すること。

また、サイバー犯罪等に対しては、産官学が連携して対策を講じるとともに、人材育成や技術開発に関する施策を推進すること。

<総務局、市民局>

本市では、「安全で安心できる豊かな市民生活」を方針に掲げ、行政サービスのICT化を推進しています。マイナンバー制度については、法令等に基づいた個人情報の保護対策を実施したうえで、マイナンバーによる他都市等との情報連携を着実にを行うとともに、市民の利便性向上に資するマイナンバーカードを利用した取組を引き続き推進します。

子どもをはじめとした市民をサイバー犯罪の被害から守るための啓発事業として、神奈川県警察・関係団体と連携し、サイバー犯罪防止シンポジウムなどを実施しています。

30. 有権者の投票機会のさらなる確保のため、駅近接施設やショッピングモール等への期日前・当日投票所の設置について、その効果を検証するとともに拡大に向けた取り組みを進めること。

また投票所として使用できる施設について、選挙の際に優先的に投票施設として利用できるような制度の導入を検討すること。

<選挙管理委員会事務局>

戸塚区の西武百貨店にある期日前投票所のように利便性の高い施設は、有権者の投票機会の拡大に高い効果があることが、7月の市長選挙でも明らかになりましたので、期日前投票所の設置場所について、より良い設置場所がないか目を配り、有権者の皆様の投票機会の拡大に努めていきます。

投票所については、衆議院の解散総選挙など急に執行しなければならない場合は、既に予約済みの催しの設営が完了している等、経費上のみならず物理的に困難な場合もあるため、こういった制度化に馴染まない部分をどうするかという課題があり、今後検討してまいります。